

令和3年度 岡山県土木工事標準積算基準書  
参考資料編【工事・委託】

改定概要

※改定箇所は、赤枠又は赤字で記載

ページ	項 目	改定内容
令和4年5月改定		
6	工事編 第 I 編 第2章 7. 運搬費	質量20t以上の建設機械の運搬の追加
36	業務委託編 第 I 編 第2章 2. 用地測量	土地調書添付図の作成歩掛の追加

※年度，目次，誤字，脱字等の軽微な改定は省略している。

## 6. 仮設日数等

仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の供用日数の算出は、次による。

ただし、出水期等の特別な水文気象上の制約及びその他特別な理由により、これにより難しい場合は、別途考慮する。

$$\text{供用日数} = \text{施工に必要な実日数} + \text{不稼働日数}$$

不稼働日数 = 雨休日数 + その他(出水期, 現場状況(地形的な特性, 地元関係者や関係機関との協議状況, 関連工事等の進捗状況等))

雨休日数 = 施工に必要な実日数 × 雨休率 ( $\alpha = 0.7$ )

- 1) 施工に必要な実日数は、原則として、各作業の工事数量を積算基準書に記載されている日当り標準作業量で除したものとし、施工順序やパーティー数(1班を基本とする)を考慮して算出する。
- 2) 雨休率( $\alpha$ )(工期設定用=4週8休)には、雨天, 土曜, 日曜, 祝日, 夏期休暇, 年末・年始休暇及び恒例の休日等に降る雨の降雨率を考慮している。

## 7. 運搬費

- 1) 同一現場内で径の異なる2種類以上の杭等を打設する場合の機械の輸送費は、最大の機種のみ計上する。
- 2) 鋼管杭等の杭打機及び軟弱地盤処理の攪拌機の運搬において、試験杭(施工)を実施する場合は、工程・作業手順を考慮の上、試験杭打(施工)時と本杭打(施工)時の2回計上することが出来る。
- 3) 重建設機械分解・組立・輸送費
  - (a) 積算基準書の標準歩掛は、分解組立費用の外にトラック及びトレーラによる運搬費(往復), 賃料・損料費(自走による本体の賃料・損料, 賃料適用機械の運搬中本体賃料, 賃料適用機械の分解・組立時本体賃料)の全てを含むため、運搬基地から現場までの輸送距離を算出する必要はない。
  - (b) 歩掛の規格を外れる機械の分解・組立及び輸送費は、別途見積りによる。
- 4) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬
 

特殊な現場条件により、分解組立を伴い公道等を輸送せざるを得ない場合については、分解組立費用のみ別途計上し、輸送費については共通仮設費率内であり、別途計上しない。
- 5) 質量20t以上の建設機械の運搬
 

質量20t以上の建設機械の運搬費は、建設機械が存在すると推定される場所から工事現場までの距離により積算する。ただし、建設機械の所在を推定することが困難な場合は、各事務所から工事現場までの距離により積算することが出来る。なお、各事務所からの距離で積算した場合、実施状況により、適正に対応すること。
- 6) 仮設材の運搬
 

仮設材(鋼矢板・H形鋼・覆工板・敷鉄板等)の運搬費は、仮設材が存在すると推定される場所から工事現場までの距離により積算する。ただし、仮設材の所在を推定することが困難な場合は、次による。

  - (a) 仮設材の使用量が50t未満の場合、各事務所から工事現場までの距離により積算することが出来る。
  - (b) 仮設材の使用量が50t以上の場合、岡山市から工事現場までの距離により積算することが出来る。

(注)1. 上記(a), (b)を適用した場合、運搬距離が極端に短くなる場合や仮設材を保有するリース会社が存在しない場合があるため、事前に近隣のリース会社に使用する仮設材の保有状況を確認し、工事現場までの距離を計上すること。なお、各事務所等からの距離で積算した場合、実施状況により、適正に対応すること。

## 第 I 編 測量業務

### 第 2 章 測量業務標準歩掛

#### 1. 路線測量

- 1) 路線測量において、内容が軽微な場合等で作業計画を必要としない場合は、計上しないことが出来る。

#### 2. 用地測量

- 1) 中心杭又は横断方向杭等が受注者の責によらない理由で欠除している場合は、再測量費用を計上する。  
 2) 用地測量において、内容が軽微な場合等で作業計画を必要としない場合は、計上しないことが出来る。  
 3) 「補助基準点の設置」は、必要に応じて計上する。  
 4) 用地幅杭設置測量と用地境界仮杭設置は異なる作業となるため、必用項目をそれぞれ計上する。  
 5) 用地幅杭点間測量は、用地幅杭測量の精度を確認する作業であり、用地幅杭測量を行う場合は必ず計上すること。  
 6) 境界点間測量は、境界測量の精度を確認する作業であり、境界測量を行う場合は必ず計上する。  
 7) 計上面積について、土地調書作成は取得対象面積とし、その他は必要作業面積を計上する。用地境界仮杭は、全筆買収の筆には設置する必要がないため、これに該当する場合は、用地仮杭設置測量の計上面積に注意すること。  
 8) 土地調書添付図の作成歩掛は次を標準とする。

(分筆前)10筆当たり

作業工程	所要日数				内外業の別	編成				延日数(人)				各費目の直接人件費に対する割合(%)		
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	機械経費	通信運搬費等	材料費
土地所在図(A)			0.51		内			1				0.51				
土地所在図(B)		0.18	0.93	0.99	内		1	1	1		0.18	0.93	0.99			1.90
地積測量図 (全筆買収)		0.30	1.17	0.99	内		1	1	1		0.30	1.17	0.99			1.40
地積測量図 (一部買収)		0.30	1.20	1.03	内		1	1	1		0.30	1.20	1.03			1.50
現地調査書	0.27	1.41	2.96	1.43	内	1	1	1	1	0.27	1.41	2.96	1.43	0.80		1.10

(注)1. 土地所在図(A)とは、法務局備え付け地図転写による場合をいう。

(例：法務局に14条図面が無い箇所。買収地番の公図に分筆線を記入した図)

2. 土地所在図(B)とは、測量成果転写による添付をいう。(例：1/500を1/2000等にした図)

3. 土地所在図については、当初発注時計上しないこととし、地積測量図をもって土地所在図を兼ねることができない場合のみ変更契約時に計上する。

4. 現地調査書については、全筆買収の場合、当初発注時計上しないこととし、地図訂正の場合など必要に応じ、変更契約時に計上する。

5. 本歩掛は地域による変化率の対象外である。

6. 本歩掛はすべて諸経費対象である。